

## スポーツ基本法の理念とスポーツ推進委員への期待

文部科学省スポーツ・青少年局  
局長 布村 幸彦  
「みんなのスポーツ」10月号より

### まえがき

昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正して、新しく議員立法として「スポーツ基本法」が成立し、今年の8月から施行されました。体育指導委員も新しく「スポーツ推進委員」となり、役割も大きく変わつ

### スポーツ基本法の理念

基本理念は、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であり、生涯にわたり自主的・自律的にスポーツを行うことが出来るようになること、青少年のスポーツが健全な心身や豊かな人間性を育む基礎となるとの認識の下、学校・スポーツ団体・家庭・地域相互の連携を図りながら推進すること、人々が地域のスポーツ活動に主体的に関わることを通じて世代間・地域間の交流の基盤が形成されることなど、スポーツに親しむ国民を主役として、スポーツを通じて個人の健康はもちろんのこと、地域の活性化等への貢献まで視野に入れたものとなっています。

### スポーツ基本法での「スポーツ推進委員」の役割

当該市町村におけるスポーツの推進に係わる体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

スポーツ推進委員は、スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

### スポーツ推進委員への期待

「スポーツ推進委員」は、今後、地域のスポーツ推進事業を通じて**地域を活性化していくこと**なども意識して、地域住民や行政、スポーツ団体等の間を円滑に取り持っていただきたいと期待しています。

# スポーツに関する問題点

H23. 11. 18

## 1. 地区体育会の衰退

- ・各地区体育会行事の開催数や参加者が大幅に減少している
  - ・自治会の負担金が大幅に減少している地区が多い  
(負担金無しの地区：櫛、江平、木花、潮見、東大宮、旧3町・・・・)
  - ・地区体育会の役員（自治会の体育部長など）が減ってきている
- ※大会参加者は、普段からスポーツしている人など固定化している
- ※実質的には、形骸化している体育会も有る
- ※総合型地域スポーツクラブへ移行して行くべきでは？

## 2. 体育指導委員の組織の問題

8月24日からスポーツ推進委員に変更

- ・体指の約半数は、市の行事や研修に参加しない
  - ・体指選任と委嘱があいまいである（真剣に探していない）
  - ・体指の意識が低い（単なるお手伝い）
  - ・行政側の方向性が見えない（100人の体指の活用が出来ていない）
  - ・体育指導委員連絡協議会への補助金が0円の為、運営が困難である
  - ・委嘱を受けているのに、個人会費が（6,000円／人）必要である
  - ・まちづくり推進委員と重複して、会議や行事が頻繁となって予定が重なる
- ※体指の委嘱（推薦）方法や在り方を見直す事が必須では？

## 3. 学校開放の問題（公民館を含む）

- ・貸出がほぼ満杯状態である（上手く管理すれば、まだまだ利用は増やせる）
- ・1チームで週2回、3回借りているチーム有り
- ・一人で週3回も4回も利用している人もいる
- ・少ない人数や年間の半分も利用していないチームも有る
- ・新規のチームは、有料施設を借りるしかない状況に有る
- ・地区（自治会など）でちょっとスポーツをやりたいと思っても、借りれない
- ・実際は、利用実態の管理は誰もしていない様な状況である

※全体で管理すれば、1.5倍から2倍のチーム数が利用可能

## 4. スポーツ少年団の問題

- ・週4日も5日も練習しているチーム有り（故障とスポーツ離れの要因）  
(休日には、朝6時から練習、昼間の大会後、夕方7まで練習等も見受けられる)
  - ・休みの度に練習試合で、親は送り迎え（応援）の為、地区行事に参加しない  
(地域のつながりが無くなっている大きな要因)
  - ・参観日なども練習試合を優先することが良く有る
  - ・日曜日に他県まで遠征して、夜中の帰宅で月曜日は、子どもが学校で居眠り
  - ・監督の名誉の為に、子どもが犠牲になっている（勝利主義）
  - ・スポーツ少年団憲章（週2～3回、一日2時間程度の活動）が守られていない
  - ・中学校の部活は、18時で終了。スポ少は、20時終了団体有り。?
- ◎コーディネーショントレーニングの普及で子どもたちが大きく変わる

## 5. 施設の有料化

- ・公民館や学校開放の施設を有料化が必要ではないでしょうか  
(スポーツ基金などと銘打って、スポーツ振興に役立てる)
- ・有料化することで無駄な使い方が無くなる
- ・有料化することで公平感が出てくる（多く使う人は多く支払う）

**※有料化で施設の充実も可能**

## 6. 総合型地域スポーツクラブの問題

- ・市内で11ヶ所設立されてきているが、今後の方向性は？（スポーツ基本法への対応）
- ・地区体育会やまちづくりとの融合？

**※総合型地域スポーツクラブが地域づくりの要となり得る**

**※医療費削減効果が大いに期待できる（1ドルの投資で3ドルの効果）**

## 7. その他

- ・スポーツ離れの問題（スポ少に付いていけない子（親）が多い）
- ・勝利主義で地区（校区）離れを起こし、地域の崩壊に拍車をかけている
- ・施設の貸出が大会規模優先で、地域への貸出が後回しの為利用できない
- ・宮崎市のスポーツ人口の推移（施設利用統計）が無い（種目別など）
- ・地域主体の市民体育大会が無い（現在は、競技団体主体）
- ・地区対抗競技の結果を市の広報誌に掲載できないでしょうか